

## 自己啓発修学支援金交付要綱

### (趣旨)

- 第1条 県は、自己啓発修学支援実施要領（平成23年7月15日決裁。以下「実施要領」という。）に基づき、職員が自主的な研修として正規の勤務時間外に大学院で修学するために要する経費について、予算の範囲内において支援金を交付する。
- 2 前項の支援金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (支援対象者)

- 第2条 支援対象者は、実施要領第9条の規定に基づき、総務部長が決定した職員とする。

### (支援対象経費等)

- 第3条 支援する経費は、次に掲げる費用のとおりとする。
- (1) 実施要領第2条に定める対象課程への入学に係る入学料
  - (2) 実施要領第2条に定める対象課程の第1年次に係る授業料
  - (3) 実施要領第2条に定める対象課程の第2年次に係る授業料
- 2 支援金の額は、前項各号に掲げる費用の4分の1に相当する額（奨学金その他これに類する給付（返還を要しないものに限る。以下「奨学金等」という。）を受けている場合は、前項各号に掲げる費用の額から当該奨学金等の額を減じて得た額）（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その額が、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合にあっては、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる費用 60千円
  - (2) 前項第2号に掲げる費用 240千円
  - (3) 前項第3号に掲げる費用 300千円

### (申請書の様式等)

- 第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。
- 2 申請は前条第1項各号に掲げる費用ごとに行うものとし、申請書の提出期限は、別表のとおりとする。
- 3 規則第4条第2項に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

### (交付決定)

- 第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第6条 支援対象者は、知事から要求があったときは、修学状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(修学の中止等)

第7条 支援対象者は、規則第6条第1項の規定に基づき、修学を中止する等修学の予定を変更する場合について、知事の承認を得ようとする場合は、様式第4号により、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容が適正であると認めるときは、様式5号により、その旨を支援対象者へ通知する。

(実績報告書の様式等)

第8条 規則第13条の報告書（以下「実績報告書」という。）の様式は、様式第6号のとおりとする。

2 実績報告書の提出期限は、次に掲げる書類を添えて、支援を受けた年度の属する年度末とする。

(1) 領収書等支援対象者の支払いを証する書類又はその写し

(2) 成績証明書等修学した成果が証明できる書類

(3) その他知事が必要とする書類

3 第3条第1項第1号に掲げる費用を請求する場合は、前項第2号の書類は省略できるものとする。

(支援金の額の確定)

第9条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第7号により行うものとする。

(支援金の請求)

第10条 前条の規定により支援金の額の確定通知を受けた支援対象者は、様式第3号により知事に支援金の請求をするものとする。

2 知事は前項に規定する請求があったときは、速やかに支援金を交付するものとする。

(概算払)

第11条 支援対象者は、様式第3号により、知事に概算払の請求ができるものとする。

2 知事は、前項の請求に対し、自己啓発修学の円滑な実施のために必要があると認めるときは、第5条で通知する交付決定額を限度として、支援金の概算払をすることができる。

3 知事は、第9条の規定により支援金の額を確定した場合において、既に交付した支援金の額が確定額を上回る場合には、その超える部分の支援金の返還を命ずるものとする。

(書類の整備等)

第12条 支援対象者は、修学に係る支出等を明らかにした書面を備え、かつ、当該支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する書面及び証拠書類は、当該修学支援が終了する日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱の実施について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年7月15日から施行する。

別表（第4条関係）

申請する費用	申請書の提出期限
第3条第1項第1号に係る費用	入学料の納付が完了した日が属する年度内において総務部長が別に定める日
第3条第1項第2号に係る費用	対象課程の第一学年の授業料の納付が完了した日が属する年度内において総務部長が別に定める日
第3条第1項第3号に係る費用	対象課程の第二学年の授業料の納付が完了した日が属する年度内において総務部長が別に定める日